（別紙１）

被推薦者の推薦に当たっての留意点

１　被推薦者の推薦に当たっては、滋賀県技能者表彰（おうみの名工）を受賞していることが望まれますが、広範囲の優秀な技能者の中から、その有する技能が全国を通じて最高水準にあり、被表彰者としてふさわしい者であれば、推薦は可能です。

２　令和元年度までに被推薦者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかった者についても、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦いただいても差し支えありません。

その際、功績等調書の記載内容や作業風景の写真等、被推薦者の技能の卓越性を示す資料は改めて十分に検討・調整し、被推薦者の功績等をより一層アピールするよう記載内容を工夫し（これらの措置がなされていないものについては、その内容が不十分であるとして、審査において実際の功績に見合った評価を得られないことがあるので留意してください。）、過去に提出した調書をそのまま再提出するようなことは避けてください。

また、調書に記載している功績の内容等について誤りのないよう再確認してください。

３　被推薦者の現役性については、特に、高年齢者については慎重に事前の調査を行い、現役性のある技能労働者であるか否かを確認し、現役性に欠ける者の推薦を行うことのないよう留意してください。

４　各都道府県からの推薦は、同一職種については、本表彰制度の趣旨から実施要領の別表に定める職種（２）ごとに１名とされています。このため、同一職種については１名までの推薦としてください（実質的に同一職種に属する者については、表記上異なる職種名称を用いた場合でも、同一職種とみなされます。）。

しかしながら、女性の推薦に関しては、推薦される職種に偏りがあり推薦総数も男性に対して少ない状況にあることから、同一職種につき１名までとしている推薦数について、女性技能者を１名以上推薦する場合は、その職種については２名までの推薦とします。

また、被推薦者の職種については、工業的職種（第１～６部門）の雇用労働者の推薦が少なくなっていますので、積極的に推薦してください。

５　業界の規模が小さい、あるいは業界団体としてまとまりに欠ける等から結果として目が届きにくくなっているような職種にも着目して、積極的に推薦してください。

また、工業的職種の被推薦者は就業先が大企業に偏る傾向がみられるので、中小企業からも積極的に推薦してください。

６　被推薦者の推薦に当たっては、過去において禁錮以上の刑に処された事実または他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことをよく確認してください。

また、被推薦者が法人の役員等である場合においては、当該法人等において概ね過去１年程度の間に、重大な法令違反、大量解雇など社会的批判を受けるような事実がないこと、労働関係法令の違反など厚生労働大臣が表彰するにふさわしくない行為がないことを確認してください。

７　功績等の内容等を明らかにする関係書類が調製されていない場合には、審査において実際の功績に見合った評価を得られないことがあるので、留意してください。

８　被表彰者については、顕彰のために、個人情報（氏名、年齢、職業、就業先、技能功績概要および写真）を公表し、各行政機関等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、推薦をされる際は、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ておいてください。

９　調書の記載内容等について、誤字・脱字・資料の添付漏れ等誤りがないか確認の上、推薦してください。

10　推薦後に、被推薦者が禁固以上の刑に処せられもしくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合、または提出書類の記載内容に変更（死亡、病気、人事異動、転職、住所変更等）もしくは誤りがあった場合には、速やかに連絡してください。

（別紙２）

被推薦者の推薦に係る提出書類の記載に当たっての留意点

１ 被表彰者に授与される表彰状および卓越技能章（楯）は、調書に記載された氏名に基づいて作成されますので、氏名の記載については、旧字等紛らわしい漢字（「邊」、「邉」等）に注意して正確に記入してください。

２　調書は表彰審査の基本資料ですので、その内容が明確にわかるよう、簡潔明瞭かつ的確に記入してください。（調書記載要領の記載例（pp.52-53）などを御参照ください。）

【調書１】

 (1) 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表「職業部門、職業分類

及び職種（例示）」（pp.6-19）の「部門」欄に記載されている番号を、１つだけ記入してください。

【調書２】

 (1) 「技能の概要」欄

被推薦者の有する卓越した技能について、数値などを用いて具体的かつ客観

的に説明するとともに、その技能が優れている理由および状況を分かりやすく、かつ、丁寧に説明してください。

　なお、添付資料を参照させることは避けてください。

 (2) 「功績・貢献の概要」欄

被推薦者の有する技能による産業・社会等への功績・貢献について具体的に

記入し、団体の役員としての活動状況のみを記入することのないよう注意して

ください。

また、「技能」と「技術」が混同されることのないよう、「技能」に着目して

記載してください。

　(3) 「過去の推薦回数」欄・「推薦順位等」欄

協会からの推薦時に記載しますので、空白としてください。

【共通の留意事項】

書面審査という性質上、記述内容の的確性やわかりやすさが結果を左右することがありますので、下記の事例を参考にして記入してください。

 (1) 表現は客観的にすること

　　・非常に優れている

　　　→　他と比較してどう優れているか数値等で表現

　　・短時間で加工できる

　　　→　「通常３時間かかる加工を１時間でできる」等

　　・精度が向上した

　　　→　「標準公差±○μmmが±△μmmに向上した」等

 (2) 共同作業による場合は、その実績における本人の関わりを明確にすること

→　グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人

の技能に特化し、具体的に記載する。

　(3) 技能・功績の実績内容は、技術的要素のみとしないこと

→　卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質

的な面を中心にわかりやすく記載する。

　(4) 製品の紹介のみでなく、技能の関与を明確にすること

→　その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする。

　(5) 地場産業における活躍に限定せず、技能の相対的レベルが掴めるようにすること

→　全国から選定されることから、全国レベルでみた場合に他の技能者と比

較して、どの程度優れているのか、内容を記載する。（地域に限定されるよ

うな性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における

地場産業への貢献内容について記載する。）

３　写真

 　作品および作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）のカラー写真を各１枚以上、台紙（Ａ４版１０枚以内・片面）に貼り付けたもの、ならびにそのカラーコピー２部を提出してください。（ポラロイド等による写真類は不可。表彰要領p.34に作成例があります。）

 　なお、作業風景とは、単なる作業場の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子がくみ取れるものとし、可能な限り作業状況の説明を付してください。

また、作業風景の写真については、いわゆるカメラ目線のものではなく、被推薦者本人が作業に従事しているものを添付してください。さらに、現役性を確認するため、１年以内に撮影したものを1枚以上添付してください。

４　その他の資料

 (1) 資料は、調書における説明の裏付けとなるものですので、前記写真のほか、新聞・雑誌の記事、説明書および図面等、被推薦者の技能功績の概要が端的に分かるものを必要最小限収集して、提出してください。紙媒体でＡ４版としてください。

 (2) 資料は返却いたしませんので、返却を要しないものを提出してください。